

訪問介護 重要事項説明書

当事業所が提供する訪問介護サービスの開始にあたり、契約上ご注意いただきたい重要事項を次のとおり説明します。

1. 事業者

名称	労働者協同組合たすけあいワーカーズさくらんぼ	
所在地	札幌市南区真駒内南町1丁目7番3号	
電話番号・FAX	電話 (011) 555-7871 FAX (011) 555-7871	
代表者氏名	代表理事 角谷 節子	設立年月日 平成20年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の名称	たすけあいワーカーズさくらんぼ	
事業所の種類	事業者番号 0170505333 指定居宅サービス事業者 令和2年3月27日 指定 指定第1号訪問事業者 令和2年3月27日 指定	
事業所の所在地	札幌市南区真駒内南町1丁目7番3号	
管理者氏名	角谷 節子	
電話番号	(011) 555-7871	
FAX番号	(011) 555-7871	
通常の実施地域	札幌市南区	
事業所が行っている他の業務	居宅介護・重度訪問介護 事業所番号0110502374 移動支援 事業所番号0001100324	

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	たすけあいワーカーズさくらんぼは、訪問介護を行う事業者として、適正な運営に努め、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とします。
運営方針	<p>① 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その環境に応じて、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行います。</p> <p>② 事業者は訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>③ 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p> <p>④ 虐待を防止するために責任者の選定し、従業者に対する研修の実施等を行い従業者の人権意識、知識及び技術の向上に努めます。</p>

4. 職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	資 格 等
管 理 者	1 名		介護福祉士
サービス提供責任者	1 名 (兼務)	2 名	介護福祉士
居宅介護等従事者		8 名	介護福祉士 3 名 2 級ヘルパー 5 名
合 計	1 名	1 0 名	

5. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし祝祭日、8月13～16日、12月28日～1月4日を除く）これ以外のサービス提供については応相談
営業時間	9：00～17：00 時間外については応相談

6. サービスの内容

当事業所では、自立支援の観点から、利用者様ができる限り自ら家事等を行うことができるように「訪問介護計画等」に沿ってサービスを行います。

(1) 提供するサービスについて

- ① 身体介護（居宅に訪問し、入浴や排泄、食事の介助、通院介助、その他必要な身体介護を行います。）
- ② 生活援助（居宅に訪問し、調理、洗濯、掃除、買い物などご利用者の生活援助を行います。）
- ③ 相談援助（必要に応じて日常生活上の相談や助言を行います。）

(2) 従業者の禁止事項

従業者は、サービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ ご利用者又はご家族からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ⑤ ご利用者の居室以外の居室、庭などの敷地の掃除、草刈、窓拭き等
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ ご利用者又はご家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及び迷惑行為

7. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法廷代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の額を算定します。

(1) 基本料金

内 容	事業所加算Ⅱ単位数	利用者負担金額(1割の場合)
身体介護が中心の場合		
20分以上30分未満	268単位	274円
30分以上60分未満	426単位	435円
60分以上90分未満	624単位	638円
生活援助が中心の場合		
20分以上45分未満	197単位	201円
45分以上60分未満	242単位	247円

※地域区分ごとの加算率は札幌市10.21です。

(2) 加算料金

初回加算 初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合	200単位/月	204円
緊急時訪問加算 利用者・家族からの要請でサービス提供責任者がケアマネジャーと連携し、計画にない緊急の対応を行った場合（身体介護）	100単位/月	102円
生活機能向上連携加算 訪問リハビリテーション専門職とサービス提供責任者の共同による訪問介護計画書の作成、それに基づくサービス提供を行った場合	100単位/月	102円

早朝・夜間加算（6：00～8：00 ・ 18：00～22：00）	所定単位数の25%
夜間加算（22：00～6：00）	所定単位数の50%

介護職員処遇改善加算Ⅰ（イ）	総単位数の27%を加算
----------------	-------------

自己負担額については、介護保険負担割合証に記載されている割合をご負担いただきますのでご確認ください。（1割・2割・3割）

(3) 交通費

通常の実施地域にお住まいの方は、無料です。（南区）

(4) 取消料（キャンセル料）

キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡下さい。

ケア当日訪問後のキャンセルは、**キャンセル料2,000円と交通費の実費**がかかります。尚、体調不良等やむを得ない場合は、その限りではありません。

(5) その他

- ①サービスの実施に必要な水道・ガス・電気・電話等の費用は、ご利用者の負担となります。
- ②2人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上通常の利用料の2倍の料金をいただきます。
例えば、ひとりの介護者によるサービスが困難な方に対する入浴介助等の介護サービスを行う場合や暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ③介護保険からの介護報酬額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

8. 料金のお支払い方法

毎月10日までに前月分利用料の請求をいたしますので、月末までに現金または銀行口座振込みでお支払いください。お支払いを確認し、領収書を発行します。

また、銀行振り込みを希望される場合は、お申し出下さい。

9. 秘密保持と個人情報保護

- ①従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の個人情報を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②当事業所の従業者であった者は、退職後も正当な理由なくその業務上知り得たご利用者及びご家族の個人情報を漏らしません。
- ③当事業所は、個人情報保護法に基づいて個人情報保護に関する基本方針を掲げ、個人情報の使用は、事業所内外での利用目的に則し、ご利用者及び家族等の同意を得た上で慎重かつ安全に利用し、管理します。

10. サービス提供の記録

提供したサービスについて記録を作成し、契約終了後5年間保存するとともに、ご利用者及びご家族の請求に応じて開示し、希望があれば複写します。

11. 緊急時の対応

サービス提供中に緊急の事態が発生した場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

12. 事故発生時の対応

- ①介護予防訪問介護の提供を行っている時に事故が発生した場合は、市町村、当該ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を究明し再発防止に努めます。

13. 損害賠償

- ①サービス提供において、事業所の責任により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ②次の損害賠償保険に加入しています。
「福祉事業総合保障保険」社会福祉法人札幌社会福祉協議会
(引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社)

14. 身分証携行義務

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者又はご家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

15. 心身状況の把握

介護予防訪問介護の提供にあたり、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

16. 連携

事業所は、介護予防訪問介護の提供にあたり、市や他の指定介護サービス事業所、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

17. 虐待防止と虐待防止に関する相談窓口の設置

- ①身体的及び精神的などの虐待は、絶対許されないこととして、周知徹底するとともに、虐待防止に関する責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、従業者に対する虐待防止のための研修の実施等（年1回以上）により虐待防止の措置を講じるよう努めます。
- ②虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③虐待防止の為の指針の整備をしています。
- ④事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを札幌市に通報します。
- ⑤虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	管理者	角谷 節子
虐待防止担当者	サービス提供責任者	米村 廣子
利用時間	平日営業日	9：00～17：00
電話・FAX	(011) 555-7871	

18. 業務継続計画の策定等

- (1)感染症又は非常災害の発生時において利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2)事業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 衛生管理等について

- (1)従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2)事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう以下の措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を概ね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ②事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備しています。
 - ③事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

20. 身体拘束の原則禁止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険がおよぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、緊急性、非代替性、一時性を十分に配慮し、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行い、記録は5年間保管します。

21. ハラスメントについて

- (1) 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (2) 利用者様、ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただきます。

22. 苦情・相談窓口

当事業所に対する苦情やご相談は下記までご連絡ください。

苦情相談担当者	角谷 節子
電話番号/FAX	(011) 555-7871
受付時間	平日 月～金曜日 9:00～17:00

23. 当事業所以外の相談窓口

北海道国民健康保険団体連合会 総務部 介護保険課苦情処理係	札幌市中央区南2条西14丁目 電話 011-231-5161
札幌市南区役所 介護保険担当課	電話 011-582-2400
北海道福祉サービス運営適正化委員会	札幌市中央区北2条7丁目1 電話 011-204-6310

24. 重要事項説明書の変更

この内容に変更があった場合は、当事業者は速やかにご利用者に書面で連絡し確認のため記名押印をいただきます。